

申請に対する処分

処分名	児童手当額改定請求
根拠法令	児童手当法施行規則第2条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

すでに0歳～12歳（小学校6年生まで）の児童を養育している保護者で、子の出生などにより支給対象児童が増加した人

(2) 申請の方法

児童手当額改定請求書を提出する。

(3) 許認可等の要件

日本国内に住所を有し、児童を看護して、児童と生計を同じくする人であって、前年の所得が所得制限限度額未満であること。

2 標準処理時間

随時審査・処理を行う。

申請のあった月の翌月分から額改定